

緊急小口資金特例貸付等の借入申込にあたっての留意事項

- 1 この資金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯※で当座の生活を維持していくための費用として借りることができます。なお、一世帯※に複数回の申込みが確認された場合、いずれの貸付けも行わない、もしくは、既借入金額を即座に返金していただきます。
※「世帯」とは、生計を同一にしている家族を一つの世帯とします（電気・ガス・水道のメーターが別である二世帯住宅を除く）。
- 2 借入限度額は、一世帯に原則10万円以内とします。ただし、次に掲げる事項に該当し特に必要と認められる場合は20万円以内とします。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき。
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき。
 - エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子。
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
 - オ 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。
- 3 本資金の据置(償還(返済)が始まるまで)期間は、貸付日から1年以内です。また、償還期限は、据置期間経過後2年以内です。
- 4 本資金の貸付利率は、無利子です。ただし、最終償還期限日までに償還しなかったときは、滞納元金につき年3.0パーセントの延滞利子が日々加算されます
- 5 総合支援資金（生活支援費）の借入れは、別途申込みしていただくこととなります。
- 6 申込みは借入れを希望する本人のみが行うことができます。
- 7 虚偽などの不正が認められた場合は、借入申込を受理しません。
- 8 借入金は、所定口座への振り込みとします。借入金の振り込みは、受付日から10日程度かかりますので御了承ください。なお、申込書等への記載内容や添付された確認書類で不明な点や誤りがある場合は、さらに時間がかかる場合があります。

9 次の方は借入申込ができません。

ア 身分証明書等をお持ちでない方、あるいは身分証明書等と申込書に記載の氏名、住所、生年月日等が一致しない方

イ 暴力団員及び暴力団員がいる世帯の方

ウ 市町村社協及び県社協の支援を受入れない方

エ 自己破産等の債務整理手続き中の方

オ 生活保護を受給中の方

(もし、借入申込された場合は、借入金の全額が収入認定されることとなります)

カ 株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社等の法人組織の減益による借入申込みの方(個人事業主を除く)

10 本資金の借入申込は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。借入申込時、あるいは借入後における脅迫的、暴力的言動等がある場合は、警察との連携により対応します。また、借入申込後に警察に対し世帯員の暴力団員該当性情報の提供を求めることがあります。

11 借入申込にあたっては、つぎの書類が必要です。

ア 世帯全員と続柄が記載された住民票(発行3か月以内)

イ 身分を証明できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)

ウ 申込者の預金通帳(貸付金振込先の口座となります)

エ 認印

オ 「収入の減少状況に関する申立書」又は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少・失業したことが確認できる書類

① 失業の場合:雇用保険受給資格者証、源泉徴収書、離職票、退職辞令の写し 等

② 廃業の場合:個人事業の廃業届の写し 等

③ 減収の場合:収入が減少したことが分かる書類の写し 等

※ 郵送の際は、イの写し、ウ(銀行名・支店名・口座番号・氏名(ｶｶｶ))が分かるものの写し、オ(「収入の減少状況に関する申立書」以外)は写しを提出

12 資金を借り受けた者は、借入期間中、住所変更などの世帯の状況に変更があったときは、直ちに熊本県社会福祉協議会に届け出なければなりません。

13 借入申込にあたって、熊本県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項について事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。

以上の事項をすべて了承した方の借入申込のみ受け付けます。